

特定非営利活動法人 アジアキリスト教教育基金 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金と称し、英語名を「The Asia Christian Education Fund」とし、略称を「ACEF」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、キリスト教の精神に基づき、アジアの開発途上国の子供たちに対する初等、中等教育の普及及び職業訓練のための支援協力、並びに開発途上国の諸問題に取り組む青年の育成に関する事業等を行い、アジアの開発途上国の教育と福祉に寄与すると共にわが国における国際協力教育の促進を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 子供の健全育成を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成する為、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) アジアの開発途上国への教育支援事業
  - ① 初等、中等教育および職業訓練を実施している団体に対する資金協力および教材の提供等による支援事業
  - ② 途上国への職業訓練等に関する講師の人材派遣事業
- (2) 国際協力への理解、参加を促進するための事業
  - ① アジアの開発途上国への研修の企画、運営事業
  - ② アジアの開発途上国に関する国際協力の理解についての講演会、セミナー、シンポジウムなどの開催事業

- ③ アジアの開発途上国問題等につき、学校、団体等への講師派遣事業
  - ④ アジア各国の文化および日本文化の紹介事業
  - ⑤ 国際理解教育のための教材開発事業
- (3) アジアの開発途上国に関する普及、啓発事業
- ① 機関紙、研究書、啓発書等、出版物の発行事業
  - ② ホームページの開設、企画、運営事業
  - ③ アジアの開発途上国で作られた物品の紹介、提供事業
- (4) その他、本法人の目的を達成する為に必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

(1) 社員会員 この法人の目的に賛同して入会し、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員として表決権を行使する個人及び団体

(2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体  
(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を3年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退

会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第 12 条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第 3 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上12人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において社員会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をする為必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況に就いて、理事に意見を述べること。
  - (6) 理事会及び評議員会に出席すること。
- (任期等)

第16条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結の時までその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障の為、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第20条 この法人に10人以上25人以内の評議員を置くことができる。

- 2 評議員は総会において選任する。

(職務)

第 21 条 評議員会は評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長の諮問に対し、この法人の業務及び業務の執行について意見を述べることができる。

(任期等)

第 22 条 評議員には、第 16 条から第 18 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」、「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

## 第 5 章 会議

(種別)

第 23 条 この法人の会議は、総会、理事会及び評議員会の 3 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 24 条 総会は、社員会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 25 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 評議員を選任又は解任
- (8) 会費の額
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 55 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属先
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 26 条 通常総会は毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 社員会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集

の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から50日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、その総会に出席した社員会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第29条 総会は、社員会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員会員の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員会員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第31条 各社員会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない社員会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の社員会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員会員は、前2条及び次条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 社員会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は

表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事長が必要と認めた時は、理事会に評議員を陪席させ意見を求めることができる。
- 3 監事及び議事に関係ある事務局員は、理事会に出席し、担当事項につき意見を述べ、又は報告する。

(理事会の権能)

第34条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第35条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければ

ばならない。

(理事会の議長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 38 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の議決)

第 39 条 理事会に於ける議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 40 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項第 2 号の適用については理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 41 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

(評議員会の開催)

第 42 条 評議員会は、原則として年 2 回開催する。

2 評議員総数の 3 分の 1 以上の請求があつたときは、理事長は評議員会を開催しなければならない。

(評議員会の招集等)

第 43 条 評議員会の招集等については、理事会の規定を準用するものとする。



2 評議員会の議長は、会議のつど、会議に出席した評議員の互選により定めるものとする。

## 第6章 資産

(資産の構成)

第44条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第45条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第46条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第7章 会計

(会計の原則)

第47条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第48条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第50条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第51条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第 52 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第 53 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 54 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 55 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 56 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 57 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 社員会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、社員会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 58 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第 59 条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 60 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第 10 章 事務局

（事務局の設置）

第 61 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第 62 条 事務局長の任免は、理事会の議決により理事長が行う。

2 事務局員の任免は、理事長の承認を得て、事務局長が行う。

（組織及び運営）

第 63 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 11 章 細則

（細則）

第 64 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 古屋安雄

専務理事 船戸良隆

理事 石丸泰樹

理事 勝木澄子

理事 加山久夫  
理事 木部尚志  
理事 田坂興亜  
理事 寺島昭二  
理事 丹羽輝子  
理事 朴憲郁  
理事 原喜美  
監事 隅谷季雄

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成17年6月30日までとする。
- 4 この法人設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 5 この法人設立当初の事業計画及び収支予算は、第50条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- a. 個人 年額 5,000円
- b. 学生 年額 2,000円
- c. 団体 年額 50,000円

(3) 賛助会員

- a. 個人 年額 5,000円 (一口以上)
- b. 学生 年額 2,000円 (一口以上)
- c. 団体 年額 10,000円 (一口以上)

附則

- 1 この定款は、2007年10月30日から改正・施行する。

附則

- 1 この定款は、2015年1月1日から改正・施行する。

附則

- 1 この定款は、2016年10月19日から施行する。

附則

1. この定款は、2018年8月1日から施行する。